属植物」を、「つまとりそう属植物」の下に「、ていかかずら属植物」を、「はしばみ属植物」の下に「、はなずおう属植物」を、「ばんれいし属植物」の下に「、ひいらぎなんてん属植物」を、「ひめつばき属植物」の下に「、フィソカルプス属植物」を、「みずき属植物」の下に「、めぎ属植物」を、「ユーカリノキ属植物」の下に「、ゆずりは属植物」を加え、同項の基準の欄中「の熱処理」を「又はこれと同等以上の効果を有すると認められる条件で熱処理」に改め、同表の三の項の地域の欄中「英国」の下に「、オーストリア」を、「オランダ」の下に「、ギリシャ、スロベニア、チェコ」を加え、同項の植物の欄中「ダリア」を「タマサンゴ」に改め、「、ペチュニア」を削り、「及びブルグマンシア属植物」を「、カリブラコア属植物、ケストルム属植物、ダリア属植物、ブルグマンシア属及びペチュニア属植物」に改める。

別表六の三の項の植物の欄中「なす、ししとうがらし（ピーマンを除く。）、ささげ、きまめ」を「きだちとうがらし、きまめ、ささげ、とうがらし（ピーマンを除く。）、なす」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年一月二十五日から施行する。ただし、別表一の二の改正規定は、平成二十五年七月二十五日から施行する。